

☆役員会開かれる

☆新護憲 名称変更へ

☆北朝鮮拉致日本人 家族が小淵首相に訴え

第52号 1999年4月1日

(平成7年3月17日第三種郵便物認可)

月刊

民社

発行 民社協会

編集発行人 梅澤 昇平

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目20番9号
和田ビル4階

TEL (03) 3501-5111 毎月1回1日発行
購読料 年間 2,000円

(会員の購読料は会費の中に含む)

憲法論議—いま、何を論ずるべきか—

駒澤大学教授

西 修

■憲法論議タブー視させた“神話”

「憲法問題調査会」の国会設置に向けた議論が始まった。本来は議案提出権を持つ常任委員会設置が望ましいが、長年憲法論議がタブー視され、国会で総括的に議論する場がなかったことを考えると、憲法調査会設置は歓迎したい。この憲法論議のタブー視は、次の四つの“憲法神話”に基づくものだ。

第一に、日本国憲法が「新憲法」と呼ばれ、そのイメージから「世界の動向に沿った新しい憲法だ」という神話だ。しかし世界170数カ国のうち日本の憲法は15番目に古い。しかもそれより古い憲法の多くは改正されている。また環境やプライバシーなど新しい概念を盛り込んだ憲法も多い。世界の国々は、社会の変化に憲法をどう対応させるかを絶えず考えているのだ。

第二に、「日本国憲法は唯一の平和主義憲法」という神話だ。しかし私なりに「平和主義条項」を分類し整理すると、124か国の憲法に平和主義条項が設けられている。つまり「唯一の平和主義憲法」とは言えないのだ。しかもこれらの国々は日本と違い自国の防衛を決して怠らない。

第三に、「日本国憲法は基本的人権を完備している」という神話だ。確かにわが国には「社会権」「生存権」「教育を受ける権利」「労働基本権」などワイマール憲法的な社会権規定がある。しかし1948年の世界人権宣言や1966年の国際人権規約で謳っている環境問題や文化との関わりというような憲法規定は持っていない。

第四に、「日本国憲法はよく整っている」という神話だ。しかし前文を見ても翻訳調であることは一目瞭然だし、仔細に見れば誤りも多い、いわば“誤憲”だ。「誤憲」を「護憲」と主張する社民党は、その滑稽さを自覚すべきだ。

憲法論議は、50年以上とらわれ続けてきたこれら「憲法神話の呪縛」からの解放が必要だ。その上で日本の社会状況や世界の憲法の動向を、より幅広い視野で見ることが必要だ。

■論ずべき諸点

最大の論点は、第一にやはり第9条だ。社民党などが長年とってきた「平和＝何もしない」という「特殊日本の平和観念」が、第9条解釈を縛ってきた。湾岸戦争で日本はこのような態度をとって世界から失笑と冷笑を買ったが、残念ながらそれ以降、大きな進歩はない。

私は「国際紛争を解決する手段としての戦争」とは侵略戦争や国際法上明らかに違法な戦争であり、自衛のための戦争は禁止されていないと解釈する。問題となる集団的自衛権は、国連憲章51条で個別的自衛権とともに「それぞれの国家固有の権利」（仏語で「自然権」）と規定している。したがって集団的自衛権は、解釈というより政策の問題であって、それを行使するかどうかは、あえて言えば「国権の最高機関」たる国会が決めるべき問題だ。

第二に、内閣の危機管理能力の問題で、これは憲法というよりその運用の問題だ。内閣総理大臣はがんじがらめになっており、そのため阪神・淡路大震災では危機管理の不

備で自衛隊の出動すらできなかつたし、朝鮮半島有事でもそれが問われることになる。

第三に、人権概念の再構成の必要性だ。今の憲法で「人権」がかなり流布されたが、「権利＝エゴ」という意識を醸成した負の面も大きい。少年非行、学級崩壊など教育の荒廃はその一部だ。私は「権利」という字を「権理」とすることを提唱したい。すなわち「利益の要求」ではなく「理（ことわり）」をわきまえて要求するという意識だ。現在求められているのは、日本の風土・伝統・文化に根ざした、お互いの権理を尊重するという「共生」の人権概念ではないだろうか。

■あるべき国家像と憲法論議

「護憲」「改憲」はそれぞれ三つの立場に分けられる。

護憲の立場では①社会主義イデオロギーから脱皮できず、「護憲」の旗を降ろすことができない人たちが。現行憲法は明らかに資本主義で天皇制を認めているから「護憲」というのは論理的に矛盾するが社会主義へ持っていくためにこれを利用する立場、②欠陥はあるが、改憲をすれば“いつか来た道”に戻る、という「蟻の一穴的護憲論」、③改憲にエネルギーを費やすより、解釈や法律の補充で改憲の効果を得る「省エネ型護憲論」。しかし法律や解釈は憲法からかけ離れるおそれがあるし、これが進めば憲法自体の存在意義がなくなってしまう。

改憲の立場では①明治憲法を懐かしむ「明治憲法ノスタルジア改憲」、②アメリカによって制定された現憲法は手続的に無効であり、歴史・文化・伝統に基づく日本のアイデンティティをもっと盛り込むべきという「民族主義的改憲」だ。確かに頷けるが、下手をすれば世界の憲法動向から孤立した憲法に陥る恐れもある。③この50年で明らかに憲法と現実が乖離している。世界の憲法トレンドを眺め、他方で日本のアイデンティティを踏まえる「複眼的改憲」の立場。私はこの複眼的側面からの憲法論議こそ、設置されるであろう憲法調査会で求められるのではないかと思う。

日本国を家にとすれば、どのような憲法構造が理想的なのか。まず過去の歴史に基づく「文化・伝統・アイデンティティ」という土台がある。その上に「個人・家族・地域社会・公共団体」があり、そして全体としてこれらを包括し、適切にコントロールし、その発展を目指す「国家」という家の中に収まる。当然そこには自然環境や国際社会という様々なインパクトもあり、これらとうまく共生し、同時に双方向性を持たなければならない。さらに国の統合、共生、そして過去の歴史を受けた土台であるアイデンティティをもって、将来へと向かう。それこそが、「日本国」家のあるべき憲法体系だ。

3月1日 月例研究会より（要旨）

